

墨江地域活動協議会 規約

平成25年2月8日 設立

墨江地域活動協議会規約

平成25年2月8日

第1章 総則

第1条 (名称及び事務所)

本会は、墨江地域活動協議会（以下「本会」という。）と称する。

事務所は、大阪市住吉区墨江4丁目15番22号 墨江社会福祉会館内とする。

第2条 (活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、墨江小学校校下とする。

第3条 (目的)

本会は、墨江地域振興町会の持つ地縁コミュニティを基に、墨江社会福祉協議会の組織と機能を母体として、広く様々な団体と有為な人材の意見を集約し、地域の住民が心豊かで、潤いのある生活が出来る、安全で安心な『住みよい町づくり』を、住民共同参画の方向で推進することを目的とする。

第4条 (構成)

本会は、別表に定める地域のまちづくりのために活動を行う団体をもって構成する。

(別表参照)

第5条 (活動)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関する事。
- (2) 地域のコミュニティづくりに関する事。
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (4) 地域福祉や健康づくりに関する事。
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関する事。
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関する事。
- (7) 環境美化に関する事。

(8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

なお次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動。
- (2) 宗教の教義を広め儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動。
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動。

第2章 役員

第6条 (役員及び監事)

本会に、次の役員及び監事（以下、「役員等」という。）を置く。

- | | | | |
|---------------|----|-------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 | 副 会 長 | 若干名 |
| (2) 総 務 | 1名 | 副 総 務 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 | 副 会 計 | 1名 |
| (4) 運 営 部 | 数名 | | |
| (5) 監 事 | 2名 | | |
| (6) 連合町会長 | | | |
| (7) 社会福祉協議会会長 | | | |

第7条 (役員等の選任)

- (1) 会長は、運営委員会において選任する。
- (2) 他の役員は会長が指名し運営委員会の承認を得る。
- (3) 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

第8条 (役員等の職務)

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 総務は、会務を取りまとめ本会内外の連絡調整にあたる。

- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 監事は、本会の会計及び役員の実務執行を監査する。
- (6) 連合町会長、社会福祉協議会会長はそれぞれの組織をまとめ、本会の活動に協力する。

第9条（役員等の任期）

- (1) 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 運営委員会

第10条（運営委員会の組織）

運営委員会は、別表に定める各種団体から数名、墨江連合町会及び墨江社会福祉協議会より各数名（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。

第11条（運営委員会の議決事項）

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項。
- (2) 役員等の選任に関する事項。
- (3) 墨江地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項。
- (4) 規約に関する事項。
- (5) その他、会務上必要な事項。

第12条（運営委員会の開催）

運営委員会は、会長が招集する。

運営委員会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員の2分の1以上から請求があったとき。

第 13 条 (運営委員会の議長)

運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

第 14 条 (運営委員会の定足数)

運営委員会は、運営委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

第 15 条 (運営委員会の議決)

運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

第 16 条 (運営委員会の書面表決等)

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。
この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第 17 条 (運営委員会の議事録)

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所。
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数 (書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
- (4) 議事の経過の概要及びその結果。
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項。

議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印するものとする。

第 18 条 (会議録の作成及び公開)

活動区域の住民 (以下、「地域住民」という。)、その他利害関係人が、運営委員会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第4章 事業計画・予算・会計

第19条 (事業計画及び予算)

本会の事業計画及び予算は、会計と総務がその案を作成し、役員会です承後運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

構成諸団体は事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

第20条 (事業報告及び決算)

本会の事業報告及び決算は、構成諸団体からの報告をもとに会計と総務が作成し、役員会です承後、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1箇月以内に、運営委員会の承認を受け

なければならない。

構成諸団体は、事業報告及び決算を作成し、会長に報告しなければならない。

監事による監査結果について、地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。

第21条 (会計帳簿の整備及び公開)

本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。

地域住民、その他利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、これを閲覧させなければならない。

第22条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 規約の変更

第23条 (規約の変更)

この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第6章 雑則

第24条 (委任)

この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

第25条 (附則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。